

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 7月 4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：10件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	純水移送ポンプ（A）の試験用元弁において、グランド部ににじみが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	2号機	No. 4軽油タンク防油堤内の溜め升排水配管止め弁において、ハンドル部破損による弁の開閉不能が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	3号機	燃料交換機主ホイスト用電動機の点検時、速度検出器用カップリング（ゴム製）において、ひび割れが認められたため、当該部を交換	D	
4	3号機	タービン建屋地階気体廃棄物処理系再結合器室機器ドレンファンネル上蓋アクリル窓部に汚れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	4号機	主復水器細管洗浄装置（A）（B）ボール回収器バイパス弁（2台）及びボール循環ポンプ（A）吸込弁において、開度表示ランプの両点灯が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	5号機	モーターコントロールセンタ定例点検において、放射性廃棄物処理建屋ドラム移動用装置ユニットの警報用補助リレーの接点不良が認められたため、当該補助リレーを点検・修理	D	
7	5号機	粗洗用超音波洗浄槽攪拌機（A）用電動機の点検時、軸径寸法に管理値外れが認められたため、当該軸を修理	D	
8	5号機	補助ボイラー（A）の保安装置検査（バーナー噴霧媒体圧力低トリップ）測定において、要領書判定値の誤記が認められたため、対応検討	C	
9	6号機	主復水器細管洗浄装置（B2）出口圧力計元弁において、弁ハンドル外れが認められたため、当該弁ハンドルを取付け	D	
10	6号機	復水前置ろ過器出口金属採取配管の流量指示積算計において、指示値の不良が認められたため、当該積算計を点検・修理	C	12月5日再審議にて グレード変更 D → C

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで